令和7年度　長野原町農畜産物ブランド化推進業務委託仕様書

１　業務名

　　令和7年度　長野原町農畜産物ブランド化推進業務委託

２　業務の目的

　　本業務は、長野原町（以下「町」という。）における農畜産物のブランド化について、地域プレイヤーの育成・モチベーション醸成・事業者間の共通認識形成等を見込む研修プログラムや、現状分析・課題特定・収益化設計等を進める事で、地域内での合意形成を図ると同時にブランド化戦略を策定するものである。

３　委託期間

　　契約締結の日から令和８年３月３１日まで

４　対象区域

　　長野原町全域

５　業務の内容

(1)　長野原町農畜産物ブランド化に関する基本的事項の検討・実施

　ア　地域プレイヤーの育成及びモチベーション醸成

　　イ　地域ブランド化に向けた現状分析、課題特定、収益化設計

(2)　伴走支援

　　ア　複数回のフォローアップミーティング

　　イ　実践的な戦略設計に向けたアドバイス

(3)　現状調査

　 ア　地域産品の品目別市場調査

　 イ　地域内外のプレイヤーのヒアリング調査・掘り起こし

　 ウ　ブランド形成に必要なリソースの整理

(4)　収益化戦略の検討

　ア　販路の可能性調査

　イ　販路に適したブランドコンセプト案の整理

(5)　打合せ記録の作成

　　　作業を遂行するための必要事項について、町に対して、その進捗状況を随時報告するとともに、十分な打合せを行ったうえ、業務の遅延や遺漏の防止に努めるものとする。

　　　また、業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は町と常に緊密な連携を図り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、受託者が記録し、相互に確認すること。

６　完成検査

　　受託者は、完了報告書を提出する際は、事前に契約書及び仕様書にて定められた資料の整備を完了し、町に提出しなければならない。

　　また、町の立ち会いのもと、完成検査を実施するものとし、検査の結果及び成果品納品後に不備等が発見された場合、受託者は速やかに修正しなければならない。

７　納入成果品

　　令和7年度　長野原町農畜産物ブランド化推進業務委託の成果として、以下のものを納入すること。

ア　報告書

イ　その他検討に係る関係書類

ウ　打合せ記録簿

エ　上記（ア）から（ウ）の電子データ（電子媒体に保存して納入すること）

８　業務内容の変更

　　業務内容に著しい変更が生じた場合は、町と協議し、契約の変更を行うものとする。

９　損害賠償

　　業務の遂行にあたり、第三者の施設等に損害を与えた場合には、直ちに町へ報告するとともに、受託者の責任において速やかに処理を行うものとする。

10　関係法令の遵守

　　業務の遂行にあたり、関係法令、条例、規則、通知等遵守するものとする。

11　秘密の厳守

　　業務の実施中に生ずるすべての成果品や知り得た事項等を、町の許可なく第三者に漏らしてはならない。なお、業務完了後も同様とする。

12　調査の成果の帰属

　　業務に係る一切の成果は、町に帰属するものとする。

13　その他

(1)　業務の実施に際し、疑義が生じた場合は、町と協議し、解決するものとする。

(2)　本仕様書に記載のない事項であっても、長野原町農畜産物ブランド化推進において関連性が高い事項や町が必要と認めた事項については、本業務の範囲に含まれるものとする。

(3)　本仕様書は、基本的事項を提示したものであり、業務の目的から勘案して必要と考えられる事項については、創意工夫して積極的に提案すること。